

電子決済等代行業者との接続に係る基準

株式会社 佐賀銀行（以下、「当行」といいます）は、平成 29 年 5 月 26 日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、平成 30 年 3 月 1 日に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を踏まえ、電子決済等代行業者との接続に係る基準を制定します。

1. 基準の位置付け及び変更

- (1) 当行は、電子決済等代行業者との間で電子決済等代行業に関する接続契約を締結するにあたり、電子決済等代行業者に対して本基準の充足を求めるものとします。
- (2) 当行は、電子決済等代行業者が本基準を充足しないと判断した場合、当該電子決済等代行業者との接続契約締結をお断りできるものとします。また、当行は、接続契約締結後に電子決済等代行業者が本基準を充足しなくなったと判断した場合、当行と当該電子決済等代行業者との接続の制限や停止、接続契約の解除等の措置を講じることができるものとします。
- (3) 本基準は、法令諸規則等の改正や諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合、当行のホームページへの掲載により変更できるものとします。また、この変更については、掲載の際に当行が定める日から適用されるものとします。

2. 接続に係る基準

(1) 対象者

- ・ 電子決済等代行業者の登録を受けており、登録取消の恐れがあると判断すべき事由が認められない者。または、みなし電子決済等代行業者（注）であり、登録拒否の恐れがあると判断すべき事由が認められない者。
- ・ 電子決済等代行業者が電子決済等代行業を営むにあたり、当行のシステムに接続するために必要となる内容の契約を締結する意向があり、同契約の内容を適切に履行する上での懸念が認められないこと。

（注）みなし電子決済等代行業者・・・改正銀行法の施行の際、電子決済等代行業者の定義に該当する事業を営む者。同法における経過措置期間中は、登録を受けていなくても電子決済等代行業者とみなされる。

(2) 情報管理態勢

- ・ 役職員による守秘義務に関して措置が講じられていること。
- ・ 情報資産の廃棄の態勢が整備されていること。
- ・ お客さまの個人情報、センシティブ（機微）情報等の取扱いの態勢が整備されていること。
- ・ お客さまの情報を取扱う範囲について適正な措置が講じられていること。
- ・ コンピュータ設備及びオフィス設備に係る情報漏洩対策が講じられていること。
- ・ サービスに係る情報取扱いの態勢が不十分でないことと認められること。

(3) セキュリティ管理態勢

- ・ セキュリティ管理責任の所在が明確であること。
- ・ セキュリティ管理ルールが整備されていること。
- ・ セキュリティ管理態勢の周知・定着が図られていること。
- ・ セキュリティ不祥事案の発生に対する態勢が整備されていること。
- ・ セキュリティ対策の高度化を図る態勢が整備されていること。

(4) 不正アクセス・サイバー攻撃防止態勢

- ・ 外部からの不正アクセスやサイバー攻撃の発生を想定した態勢が適切に整備されていること。
- ・ 外部からの不正アクセスやサイバー攻撃のリスクを防止するための対策が適切に講じられていること。
- ・ サービスに係るユーザーの認証機能が不十分と判断すべき事由が認められないこと。

(5) 法令等遵守、内部・外部委託管理態勢

- ・ 電子決済等代行業者、その役員、主要株主、または従業員等が反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と関係を有するとの懸念がないこと。
- ・ 法令遵守態勢や内部管理態勢、外部委託管理態勢が適切に整備されていること。

(6) お客さま保護態勢

- ・ 電子決済等代行業者及びそのグループ会社の事業がお客さま保護の上で支障があると判断すべき事由が認められないこと。
- ・ お客さまの被害拡大を未然に防止する態勢が適切に整備されていること。
- ・ お客さまへの情報提供・注意喚起の態勢が適切に整備されていること。
- ・ お客さまへの説明が適切に行われていること。
- ・ お客さまからの相談・照会・苦情・問い合わせ等に対する対応を的確に行う態勢が整備されていること。
- ・ お客さまへの補償対応の態勢が適切に整備されていること。

(7) サービス提供態勢

- ・ 電子決済等代行業者及びそのグループ会社の事業が当行のお客さま、当行の属する地域経済、当行が提供する銀行サービスの向上に資すると判断できること。
- ・ 経営及び財務の状況が電子決済等代行業に係るサービスの提供を継続的に行うために十分なものであると判断できること。
- ・ 電子決済等代行業者のサービスを適切に実施するための組織態勢・人的態勢を有していること。
- ・ システム開発・運用管理の態勢が不十分と判断すべき事由が認められないこと。

3. その他留意事項

- ・ 本基準は当行の判断により変更する可能性もあり、変更時点において当行と API 接続契約を締結している事業者についても、一定期間内に当該基準への対応をお願いすることがあります。

以上